

入札公告

琉球大学において、下記のとおり物品購入について一般競争に付します。

記

1. 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品及び数量 移動型デジタル式汎用一体型X線透視診断装置 一式(購入)
別紙仕様書のとおり
- (2) 納入期限 令和元年11月10日
- (3) 納入場所 琉球大学医学部附属病院
- (4) 入札方法について
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争に参加する者に必要な資格

- (1) 国立大学法人琉球大学会計実施規程第14条1項に該当しない者であること。
- (2) 国立大学法人琉球大学会計実施規程第13条により令和元年度に全省庁統一資格九州・沖縄地域の「物品の販売」のA、B、C又はD等級に格付けされている者であること。
- (3) 調達物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明したものであること。
- (4) 医薬品医療機器等法に基づいて医療機器の販売業の許可を得ていることを証明した者であること。

3. 入札書の受領期限及び場所

令和元年8月19日(月) 17時00分 琉球大学医学部経営管理課調達第一係

4. 入札執行の日時及び場所

令和元年9月10日(火) 10時30分 琉球大学医学部管理棟小会議室

5. 契約条項・仕様書等を示す場所

沖縄県中頭郡西原町字上原207番地
国立大学法人琉球大学医学部経営管理課調達第一係 (担当:高里)
TEL 098-895-3331(内線:2019)

FAX 098-895-1091

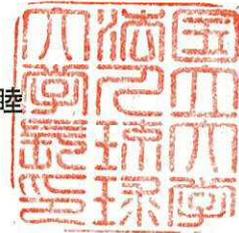
6. その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金は免除する。
- (2) 入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
- (3) 契約書作成の要否
契約締結にあたっては、契約書を作成するものとする。
- (4) その他
詳細は、入札説明書による。

令和元年 8月 1日

国立大学法人
琉球大学長

西田 睦



移動型デジタル式汎用一体型

X線透視診断装置一式

仕様書

令和元年7月

琉球大学医学部附属病院

I. 調達物品名および構成内訳

移動型デジタル式汎用一体型X線透視診断装置一式

(構成内訳)

- | | |
|--------------------|----|
| 1. Cアームスタンド | 一台 |
| 1-1 Cアーム本体 | |
| 1-2 X線高電圧発生器 | |
| 1-3 X線管装置 | |
| 1-4 イメージインテンシファイア | |
| 2. 移動型ビューイングステーション | 一台 |
| 2-1 画像記録/処理装置 | |
| 2-2 液晶カラーモニター | |
| 2-3 画像表示モニター台車 | |

以上の搬入、据付、配管、配線、調整等を含む。

II. 技術的要件の概要

1. 本調達物品に係る性能・機能及び技術等(以下「性能等」という。)の要求要件(以下「技術的要件」という。)は別紙に示すとおりである。
2. 技術的要件は、すべて必須の要求要件である。
3. 技術的要件は本学が必要とする最低限の要求要件を示しており、入札機器の性能等がこれを満たしていないとの判定がなされた場合には不合格となり、落札決定の対象から除外する。
4. 入札機器の性能等が技術的要件を満たしている否かの判定は、本学技術審査委員会において、入札機器に係る技術仕様書を含む入札説明で求める提出資料の内容を審査して行う。

Ⅲ. その他

1. 調達物品は、契約締結時点で医薬品医療機器等法に定められている製造承認を得ている物品であること。
提案する機器は、入札時点で製品化されていることを原則とする。ただし、入札時点で製品化されていない物品で応札する場合は、技術的要件を満たすことが可能な旨の説明書、開発説明書、納期に間に合うことの根拠を十分に説明できる資料及び確約書等を提出すること。
2. 入札後、モデルチェンジ等の事由が発生した場合には、本学と協議の上、最新の機種を納入すること。
3. 入札機器に備えるべき技術的要件で示す「できること」、「有すること」、「可能であること」等の仕様については、納入時点において全て実現していること。
4. 提案が技術的要件を満たしていることを応札仕様書のどの部分で証明できるかを技術的要件毎に、具体的にわかりやすく、資料等を添付し参照すべき箇所を明示すること(技術的要件と入札機器に係る性能等を、対比表を作成して示すこと)。参照すべき箇所が、メーカーの仕様書、説明書、カタログ等である場合は、表中に参照資料番号を記入すると共に、資料中にアンダーラインを付したり、色付けしたり、余白に大きく矢印を付したりすることによって当該部分を明示すること。従って、審査するに当たって提案の根拠が不明確、説明が不十分で技術審査に重大な支障があると当院技術審査委員会が判断した場合は、要求要件を満たしていないものとみなす。
5. 提案書の記載内容等についてヒアリングを行うことがある。

調達物品に備えるべき技術的要件
(性能、機能に関する技術的要件)

移動型デジタル式汎用一体型X線透視診断装置一式に関して以下の要件を満たすこと。

1. Cアームスタンド

1-1 Cアーム本体 に関し以下の要件を満たすこと。

- 1-1-1 外寸は高さ1,800mm以下、奥行き2,100mm以下であること。
- 1-1-2 焦点とイメージインテンシファイヤ間距離は980mm以上であること
- 1-1-3 Cアームの上下動の範囲は430mm以上であること
- 1-1-4 Cアームの円弧スライド角度は125度以上であること
- 1-1-5 Cアームの前後動は200mm以上であること
- 1-1-6 Cアームの有効開口部は750mm以上であること
- 1-1-7 Cアームの深さは660mm以上であること
- 1-1-8 Cアームの回転の角度は±180度以上であること
- 1-1-9 Cアームはカウンターバランス方式により、ロックをかけていない状態でもその角度を保つことが可能であること
- 1-1-10 Cアームのロック方式は電気的な制御を使用しないレバー操作式であること。
- 1-1-11 フットスイッチを有すること。

1-2 X線高電圧発生器 に関し以下の要件を満たすこと。

- 1-2-1 発生器の制御方式はインバーター方式であること
- 1-2-2 発生器の出力は2.3 kW以上であること
- 1-2-3 最大管電圧は110kV以上であること
- 1-2-4 最大管電流は20mA以上であること
- 1-2-5 連続透視は低線量透視と高線量透視の二種類の透視モードを有すること
- 1-2-6 被ばく低減のためパルス透視が可能なこと
- 1-2-7 20mA以上の撮影が可能なこと

1-3 X線管装置 に関し以下の要件を満たすこと。

- 1-3-1 陽極は固定陽極X線管を用いていること
- 1-3-2 X線管の焦点は小焦点/大焦点の2焦点を備えていること
- 1-3-3 X線管の陽極冷却効率は50,000HU/分以上であること
- 1-3-4 X線管の最大陽極熱容量は50,000Hu以上であること
- 1-3-5 左右対称に設定可能な線形可変絞りを有すること

1-4 イメージインテンシファイア に関し以下の要件を満たすこと。

- 1-4-1 9インチのイメージインテンシファイアを搭載していること
- 1-4-2 3段階以上の視野切り替えを有すること
- 1-4-3 映像素子は、100万画素のCCDカメラを装備していること

2. 移動型ビューイングステーション

2-1 画像記録/処理装置 に関し以下の要件を満たすこと。

- 2-1-1 デジタル画像保管が可能であること
- 2-1-2 DICOM Storage機能を有すること。
- 2-1-3 収集された画像は静止画にてUSBメモリに出力可能であること。
- 2-1-4 収集された画像はDICOM形式にてDVDに出力可能であること。
- 2-1-5 本体のハードディスクに140,000枚以上の画像保存が可能であること。
- 2-1-6 視野内の金属を自動認識し、自動的にX線出力と画像処理を調整する機能を有すること
- 2-1-7 視野内の被写体を自動認識し、自動的にX線出力と画像処理を調整する機能を有すること
- 2-1-8 線量レポート機能を有すること。
- 2-1-9 ビデオプリンターを有すること。
- 2-1-10 キーボードを有すること。
- 2-1-11 マウスを有すること。
- 2-1-12 ワイヤレスリモコンを有すること。

2-2 液晶カラーモニター に関し以下の要件を満たすこと。

- 2-2-1 19インチ以上のLCDカラーモニターを2面装備していること
- 2-2-2 モニタの解像度は 1280×1024以上であること
- 2-2-3 モニタのコントラスト比は1300:1以上であること
- 2-2-4 モニタの輝度は最大250cd/m²以上であること
- 2-2-5 電源を切らずに部屋を移動できるようUPS機能を有すること。

2-3 画像表示モニター台車 に関し以下の要件を満たすこと。

- 2-3-1 患者情報の入力が容易であること
- 2-3-2 ケーブル巻き込み防止機構を有すること

3. 性能・機能以外に関する要件は、以下の要件を満たすこと
 - 3-1 設置条件について、以下の要件を満たすこと。
 - 3-1-1 本調達に伴う工事(搬入、据付調整及び補修工事等をいう)を行うこと。
 - 3-1-2 機器の搬入、据付、配線、調整等については、本契約に含まれものとし、本学医学部附属病院の診療業務に支障をきたさないよう本学の職員と協議の上その指示によること。
 - 3-1-3 搬入に際しては、壁、床、エレベータ等傷つけぬよう注意し搬入すること。損傷が発生した場合には、納入業者の責任において補修・修理もしくは原状回復をすること。
 - 3-1-4 装置及び機器等に関しては、定められた仕様通り及び最適に稼働するよう責任をもって無償で試運転、性能試験等を行うこと。
 - 3-2 保守体制について、以下の要件を満たすこと。
 - 3-2-1 通常の使用で発生した故障の修理及び定期的保守点検を実施できる体制であること。
 - 3-2-2 納入検査確認後1年以内に納入業者の責任による欠陥が生じた場合には、指定する日時までに修理または代品を納入すること。
 - 3-2-3 納入検査確認後1年間は、通常の使用により故障した場合の無償修理に応じること。
 - 3-3 障害支援体制について、以下の要件を満たすこと。
 - 3-3-1 夜間、休日などにかかわらず24時間体制の連絡網を確立し、障害発生時には直ちに本院からの連絡が可能である状態とすること。
 - 3-3-2 機器に担当者名と緊急連絡先を表示すること。
 - 3-4 その他について、以下の要件を満たすこと。
 - 3-4-1 取り扱い説明に関する教育訓練は、本学が指定する日時・場所で行うこと。
 - 3-4-2 操作マニュアルは各装置について、日本語版または英語版いずれかを3部提供すること。(ただし、英語版を提供する場合は、日本語版簡易マニュアルを添付すること)
 - 3-4-3 本機器の導入に伴い、関係省庁等への各種申請が必要である場合、落札後、速やかに申し出、申請に関し協力すること。